

台湾便インバウンド利用促進事業 公募型プロポーザル募集要領

1 事業について

(1) 事業名

台湾便インバウンド利用促進事業

(2) 業務概要

本県にとって台湾は、現在週2便の連続チャーター便が運航しており、海外から直接来訪いただける重要市場である。この強みを最大限に活かし、航空会社、旅行会社、県内市町村等と連携した官民一体の包括的なプロモーションを本事業により展開することで、風評払拭及び搭乗率の増加を図る。

(3) 業務仕様

別紙「台湾便インバウンド利用促進事業業務委託仕様書（案）」（以下、仕様書という。）のとおり。

なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映する。

(4) 業務期間

委託契約締結の日から令和9年3月8日（月）までの期間

(5) 委託料の上限額

32,000,000円（消費税及び地方消費税込み）

2 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

(ア) 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- オ 県税を滞納している者でないこと。
- カ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(2) 実施要領等の入手方法

実施要領及び企画提案書様式等については、福島県観光交流局空港交流課（以下、「空港交流課」という。）のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、空港交流課の窓口又は郵送等での配付は行いません。

(3) プロポーザルのスケジュールについて

項目	日程
公募開始	令和8年3月19日（木）
質問の受付	3月24日（火）12時まで（必着）
質問の回答	3月26日（木）12時まで
プロポーザル参加表明書提出	3月30日（月）12時まで（必着）
企画提案書等提出	4月7日（火）12時まで（必着）
審査	4月8日（水）～10日（金）
審査結果通知	4月13日（月）予定
仕様協議・契約	4月13日（月）以降を予定

(4) 上記スケジュールの各項目に係る詳細について

ア 質問の受付・回答

【提出方法】

質問書（第1号様式）により、空港交流課宛に電子メール又はFAXにより提出してください。送信件名は「【質問】台湾便インバウンド利用促進事業」とし、電子メール又はFAX送付後、電話にて送付した旨お知らせください。なお、電話による質問の受付は行いません。

【回答方法】

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和8年3月26日（木）12時までに、空港交流課のホームページに随時公表します。（質問者に対する個別の回答は行いません。）

イ プロポーザル参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書（第2号様式）を提出期限までに後述の問合せ先及び各種書類の提出先まで提出してください。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

受領後、参加資格等不備がない場合は参加表明書に記載の電子メールの宛先へ確認結果を通知いたします。

【提出方法】

参加表明書（第2号様式）を電子メール又はFAXにより提出してください。

送信件名は「台湾便インバウンド利用促進事業 公募型プロポーザル参加表明書」とし、電子メール又はFAX送付後、電話にて送付した旨お知らせください。

ウ 企画提案書等の提出

公募型プロポーザルに参加する意思のある者は、「イ 公募型プロポーザル参加表明書の提出」による手続を行った上で、企画提案書等を提出期限内に後述の問合せ先及び各種書類の提出先まで提出してください。

【提出方法】

郵送又は持参

※持参による提出の受付時間：月曜日から金曜日（祝日を除く。）の8時45分～17時00分

※なお、海外から提出する場合は、（5）の問合せ先及び各種書類の提出先へ事前に連絡の上、提出期限よりも前の日に発送したことが分かる書面の写しと提出すべき書類のデータを提出期限までに電子メールで送付した場合も、提出したものとみなします。

【提出すべき書類】

- ①企画提案書及び工程表（様式任意。但し、日本工業規格A4版とする。）
 - ②事業経費積算書（様式任意。但し、日本工業規格A4版）
 - ③その他企画提案を説明するのに必要な書類
 - ④会社概要（第3号様式）と直近2年分の決算書又は事業報告書（収支状況がわかるもの）
 - ⑤業務実施体制書（第4号様式）
 - ⑥定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの。）
 - ⑦法人登記簿の写し（申請受付日の3ヶ月以内のもの）
- ※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。
- ⑧暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第5号様式）
 - ⑨前述した参加表明書（第2号様式）の原本

【提出部数】

上記①～⑤…7部（正本1部、副本6部）、⑥～⑨…1部（正本1部）

【提案内容】

企画提案書には仕様書に基づき、次の事項に注意して作成してください。

- ①仕様書に記載している各業務が、円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。
- ②仕様書に記載されている各業務の実施方法について具体的に提案すること。
また、各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案すること。
- ③仕様書に定める業務のほかに、予算の範囲内において実施できる効果的な業務がある場合は独自提案として具体的に提案すること。

【留意事項】

- ①失格又は無効となる場合
・提出期限を過ぎて参加表明書や企画提案書が提出された場合

- ・提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ・提出書類に不備があった場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- ・本実施要領に違反すると認められる場合
- ・その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

②複数企画提案の禁止

参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことは出来ません。

③提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出の禁止

④辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

⑤費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

⑥その他

参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。また、提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。提出された企画提案書等は一切返却いたしません。なお、提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 審査

業務委託予定者の選定は、別途設置する審査委員会が行います。審査委員会は、期日までに提出のあった提案書等を総合的に評価し業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。なお、プレゼンテーション審査は実施しません。

【審査基準】

審査項目		評価の視点	配点
業務遂行能力	業務体制	・業務を実施する上で十分な体制であるか。	10点
	スケジュール	・各業務において、具体的な想定のもと、無理なくスケジュールが組まれているか。 業務を円滑に実施できる計画であるか。 ・サマーダイヤの搭乗率向上に注力したスケジュールが組まれているか。	10点
	業務実績	・本業務と類似の業務の受注実績や特筆すべき業務成果あるか。	10点
企画提案内容	台湾便関係者との関係性強化	・航空会社及び旅行会社との関係性構築・維持に係る手法は効果的か。 ・取引実績があるか。	10点
	情報の集約及び	・航空会社や旅行会社等が実施するプロモ	5点

	連携強化	ーション活動について、集約方法や関係者間の連携・調整スキームが示され効果的な内容となっているか。	
	福島県活動のフォローアップ	・サポート体制は充実しているか。 ・本県及び他県において、同様のサポート実績があるか。	10点
	旅行博等への出展	・出展する旅行博が明示され、効果的なPR内容となっているか。 ・航空会社や旅行会社、市町村等との連携は効果的なものとなっているか。	10点
	観光セミナー等の開催	・実施時期やセミナーの内容は効果的なものとなっているか。	5点
	メディア・インフルエンサー等の招請、情報発信	・実施時期や招請者は効果的なものとなっているか。 ・再来訪促進のための取り組みは効果的なものとなっているか。 ・航空会社との連携は効果的なものとなっているか。	10点
	福島空港台湾便調査業務	・実施方法や分析方法が具体的に示され、実現可能かつ効果的なものとなっているか。	5点
	市町村との連携サポート業務	具体的なフォローアップの内容や体制などが示されているか。	5点
	独自提案	・仕様書に記載されていない活用可能な独自提案や、独創的な工夫があるか。	5点
	業務経費	・業務経費は適正であるか。	5点

【評価方法】

審査項目毎に評価点を付し、審査員ごとの評価点を算出。提案者ごとに合計点数を算出する。

オ 審査結果通知

【通知】

- ①審査の結果は、プロポーザル参加者全員に電子メール等により通知します。
 - ②選定されなかった者は、その通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができます。
 - ③上記②に係る回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。
- なお、回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとします。

カ 仕様協議・契約

【仕様協議】

選定した業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおり
に反映されない場合もあります。

また、契約後に企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が
困難又は合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金
の請求の対象となります。

【契約金額の決定】

契約金額は上記の協議結果をふまえた仕様書に基づき改めて見積書を徴取し決定し
ます。

【その他】

業務委託予定者と県との間で行う協議が整わない場合、又は業務委託予定者が契約を
辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった参加者と協議します。

なお、本事業は令和8年度地域情報発信交付金を活用して実施します。契約等の手続
きは、上記交付金の交付決定後及び議会での当該予算承認後に実施します。上記交付金
が交付されない場合及び議会で承認されない場合は事業内容を見直しや契約手続きの
中止を行うことがあります。

(5) 問合せ先及び各種書類の提出先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 (西庁舎11階)
福島県観光交流局空港交流課 (担当：主事 村松)
電話：024-521-7127 FAX：024-521-7913
メール：fkskuko@pref.fukushima.lg.jp